

港湾の事業継続計画【感染症対策編】
(港湾の感染症BCP)

令和6年1月

大規模災害時における
徳島小松島港及び橘港の機能継続協議会

目次

1. 基本方針	1
2. 対象とする感染症	1
3. 港湾機能の目標	2
4. 想定する対応期間・流行段階	3
5. 実施体制	4
6. 各流行段階において想定されるリスク	5
6. 1 物流編	5
6. 2 旅客編	5
6. 3 災害対応編	6
7. 対応計画	8
7. 1 物流・旅客編	
7. 1. 1 感染予防対策	8
7. 1. 2 感染者等が発生した場合の対応	10
7. 2 災害対応編	
7. 2. 1 感染予防対策	11
7. 2. 2 感染者等が発生した場合の対応	12
8. マネジメント計画	13
8. 1 事前対策	
8. 1. 1 物流・旅客編	13
8. 1. 2 災害対応編	13
8. 2 教育・訓練	14
8. 3 見直し、改善	14

1. 基本方針

新型コロナウイルスのパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

我が国は、特に、資源・エネルギー・穀物においてはほぼ100%を海外からの輸入に依存し、またその貿易量の99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っている。

ウィズコロナの時代において、感染拡大防止と経済活動の両立が求められる中、港湾においても、感染またはその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

このため、感染症が拡大しても、港湾の機能を維持していくことを目標に、入港船舶や港湾において感染症またはその疑いが生じた場合に備えた体制、対応等について、あらかじめ明らかにした具体的な活動計画として、港湾の事業継続計画（感染症対策編）（以下「感染症BCP」という）を位置づけるものとする。なお、感染症BCPは図-1に示すとおり、各港湾BCPの別冊として関連付ける。

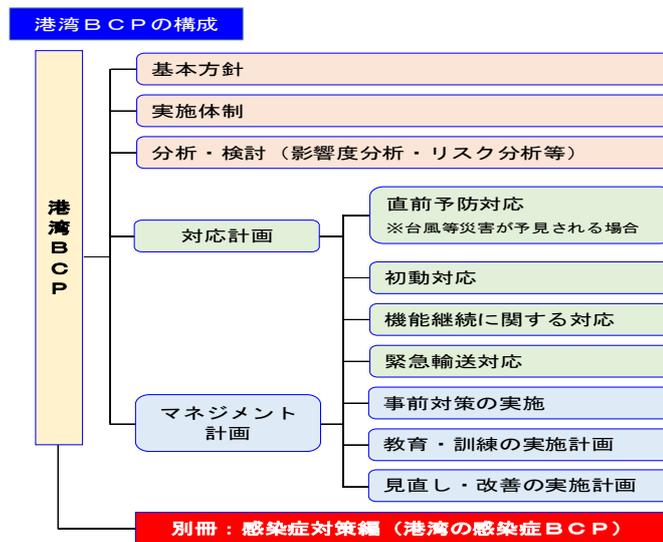


図-1 感染症BCPの位置づけ

2. 対象とする感染症

現在、感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナウイルス」という）での対応を参考に策定することとし、今後新たな感染症が発生した場合には、その時点の知見を踏まえ、必要な見直しを行い、内容を充実させていくこととする。

3. 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗客・乗員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足やオフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となり、CIQをはじめとする国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、船社、海貨・フォワーダー、海運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止につながる。また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

このような港湾事業停止による経済的・社会的リスクを回避するため、感染症BCPでは、感染症によって港湾の平常時の機能が低下することを抑制するとともに、早期に機能回復することを目標とする。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することはない、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、感染症BCPに基づいて拡大防止策を講じることによって的確に港湾機能を維持していくこととする（図-2参照）。

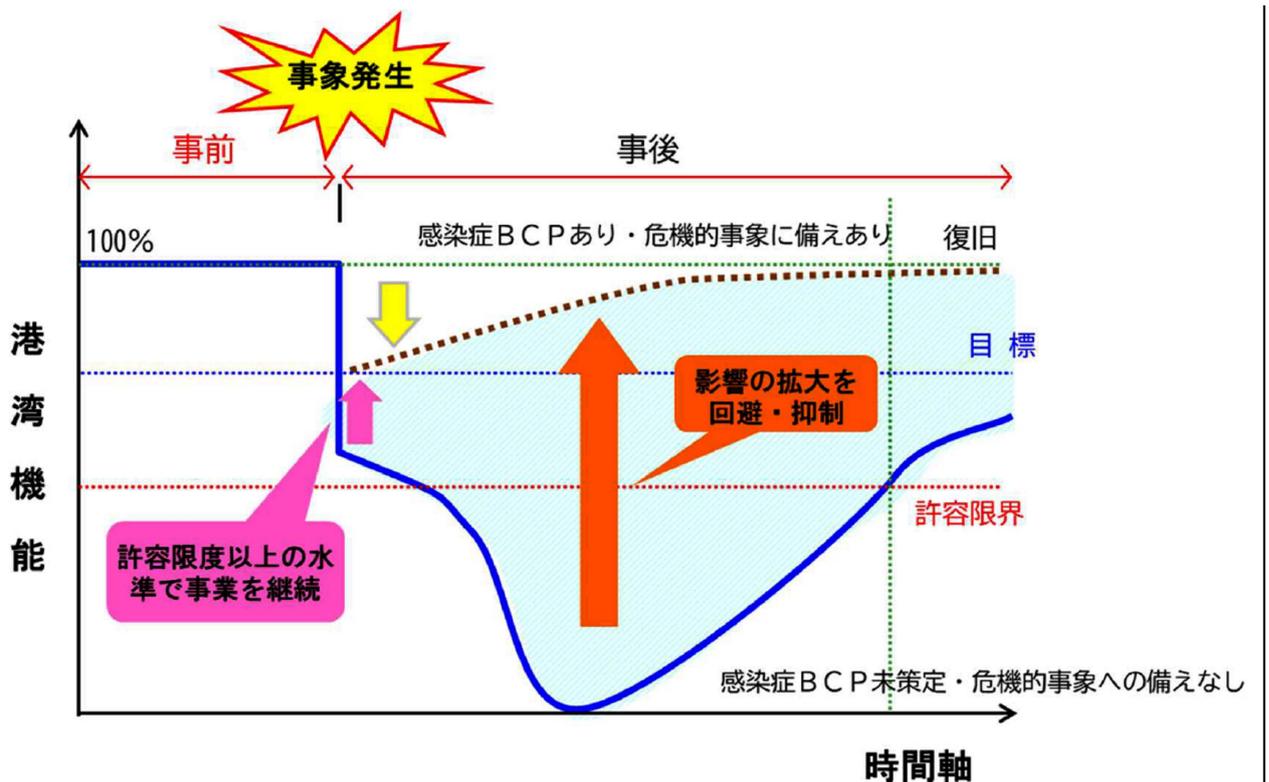


図-2 港湾における感染症BCPの概念

4. 想定する対応期間・流行段階

感染症については、今般の新型コロナウイルスでも見られるように、長期的な対応が想定されることから、港湾における感染症のまん延防止と港湾事業継続に関して、以下に示す各流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定）を想定し、計画を策定するものとする。

①未発生期

新型感染症発生に備え、体制を整備する時期。

主要な港湾において、防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。

②海外発生期

海外にて感染症が発生した事がニュース等報道で取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。

感染症発症による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価しておく必要がある。

③国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。

港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る必要がある。また、港湾関係者において感染症が発生する事も想定した対応が必要となる。

④国内感染期

国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。

感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う必要がある。

⑤小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。

感染症拡大の教訓を踏まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する必要がある。

5. 実施体制

感染症BCPの実施体制については、港湾BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議の枠組みを活用した体制とする。

構成員は港湾BCP協議会で組織し、感染症に関する専門的知識を有する関係機関と随時連携して、意見交換や情報共有できる体制とする（表－1参照）。

表－1 実施体制の構成

会員	行政関係者
	利用者（企業等）
アドバイザー	学識経験者（地域防災学，事業継続）
連携機関(※) (感染症関連)	感染症分野の専門家（医療機関、保健機関等）

(※) 感染症流行状況に応じて組織改編等が考えられるため、感染症関連で連携する機関は、国内発生早期にその時期の組織やメンバーから適任者を人選することとする（病院、保健所、県庁保健福祉部 等）。

6. 各流行段階において想定されるリスク

6. 1 物流編

物流の観点からは、国内外の貨物船（コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO船等）のほか、フェリー及び貨客船を対象とする（以下、「貨物船等」とする）。

①未発生期

- ・特記事項なし。

②海外発生期

- ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
- ・港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク<※②～⑤に跨がるリスク>
- ・外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク<※②～④に跨がるリスク>
- ・検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク<※②～④に跨がるリスク>

③国内発生早期

- ・港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク<③～④に跨がるリスク>
- ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク<※③～④に跨がるリスク>（特に緊急物資輸送時に留意）

④国内感染期

- ・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスクへの対応

⑤小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク

6. 2 旅客編

旅客の観点からは、国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船を対象とする（以下、「フェリー等」とする）。クルーズ船については、感染症の流行に伴い運航停止などの措置が取られることに鑑み、対象とはしないものの、クルーズ船の長期停泊等が貨物船の運航等に及ぼす影響については、考慮する。

①未発生期

- ・特記事項なし。

②海外発生期

- ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する海外渡航者、または上陸する船員からの感染者が国内に流入するリスク
- ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する旅客相互の接触による感染拡大が発生するリスク
- ・クルーズ船と比較すると、乗客乗員の規模は小さく、運航時間は短いため、運航中に大人数が発症するリスクは相対的に少ないが、船ごと停留する事態が想定される
- ・初動対応が確立されていない中での混乱発生リスク

③国内発生早期

- ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させるリスク
- ・フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止するリスク。特に、国内幹線航路や離島航路においては、船内で感染者が発生した場合でも物流、交通に与える影響を最小限に抑えることが必要。〈※③～④に跨がるリスク〉

④国内感染期

※国際フェリー・外航定期旅客船の旅客輸送は休止されていると想定

- ・国内フェリー等利用による広域移動、離島への移動により国内感染が拡大するリスク（特に離島航路においては、島内の医療体制が十分でない中で負担が増大するリスク）
- ・港湾関係者間における感染拡大によって、国内幹線航路や離島航路の運航が維持できなくなり国の経済活動や国民生活に著しい影響が及ぶリスク

⑤小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大が再発するリスク

6. 3 災害対応編

感染症対策が必要な状況で自然災害が発生した場合について想定する。

感染症が懸念される中で災害対応を実施するケースにおいて、感染症発生時の災害対応で使用する船舶（支援物資輸送、入浴支援、宿泊施設の代用としての船舶、災害対応作業船等）についても対象とする。感染症が発生した場合においても、通常の災害対応と同様の対応がなされるためには、感染症により想定されるリスクを事前に把握しておく必要がある。

①未発生期

- ・特記事項なし。

②海外発生期

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入するリスク
- ・被災地港湾に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になるリスク<※②～④に跨がるリスク>

③国内発生早期

- ・被災地に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させるリスク
- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生するリスク
- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク
- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク
- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染症感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスク
- ・被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

④国内感染期

- ・被災地に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
- ・港離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させるリスク
- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大するリスク
- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症がまん延させるリスク
- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク
- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出するリスク
- ・被災地に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

⑤小康期

- ・措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

7. 対応計画

7. 1 物流・旅客編

7. 1. 1 感染予防対策

①未発生期

未発生期における感染症への備えは「8. マネジメント計画」を参照すること。

②海外発生期

港湾管理者である徳島県（以下、「港湾管理者」という）は、保健所、検疫所等防疫関係機関（以下、「防疫関係機関」という）及び国土交通省四国地方整備局との連携のもとに、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、港湾BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報共有を実施する。

海外からの渡航者若しくは乗組員から又はそれら相互の接触によって、船舶の旅客及びターミナル関係者等に感染が発生する事態を想定し、港湾管理者は船社及びターミナル関係者等（以下、「船社等」という）に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請するとともに、感染若しくは感染が疑われる症状を有する者（感染者等）が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。

③国内発生早期

港湾管理者は防疫関係機関、国土交通省四国地方整備局との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、港湾BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報の共有・更新を強化する。

また、港湾管理者は船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。

港湾管理者は、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努め、必要に応じて相互融通のための調整を行う。

④国内感染期

港湾管理者は防疫関係機関、国土交通省四国地方整備局との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、港湾BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報の共有・更新を強化する。

また、港湾管理者は船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。

港湾管理者は、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防

疫措置並びに感染者等に対する所要の措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材や隔離等施設及び要員の過不足の状況把握に努め、必要に応じて他港も含めた相互融通のための調整を自ら行う。

船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するとともに、職員に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑えるとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い業務の継続性を維持できるよう、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。

なお、感染が発生した場合は、「5. 実施体制」に基づく関係者間の情報共有を迅速に行う。

⑤小康期

感染またはその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、港湾管理者は引き続き、船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンスの継続等を要請する。

また、④国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて、感染症の予防・防疫資器材の補充や、対応の見直しを行い、感染症BCPの修正を実施する。



図－3 各流行段階における対応方策

7. 1. 2 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

船社等は、乗組員や乗客、船舶の運航業務に関わる職員に感染者等が発生した場合、港湾管理者及び防疫関係機関に連絡を行うとともに、防疫関係機関と対応を相談し、適宜他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染拡大防止対策の徹底を図る。また、防疫関係機関の指導に従い、業務オフィスの消毒等、所要の措置を迅速に行うとともに、職員の勤務体制の見直し等、業務継続に向けた体制づくりを実施するものとする。

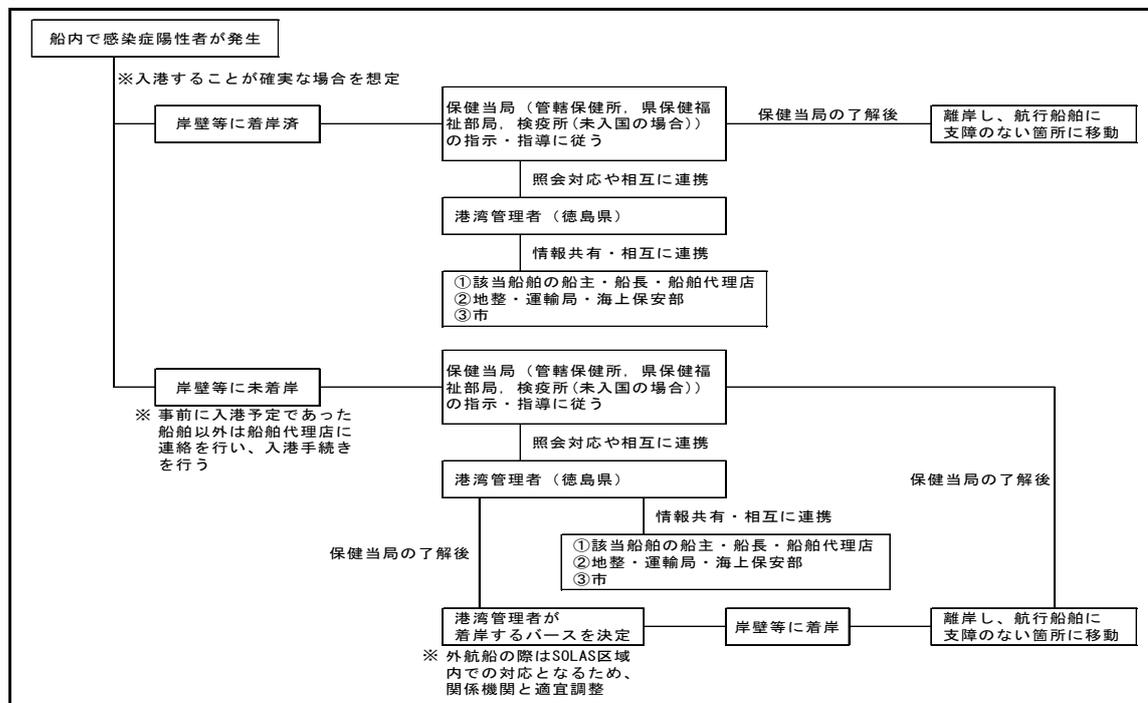
港湾管理者は、「5. 実施体制」に基づく関係者間の情報共有を迅速に行うとともに、船舶の長期停泊により係留施設の占有が長引き、荷役等の港湾機能が停止しないよう、船社等や関係機関と連携して、待避場所を設定するなど対策を検討する。

なお、対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して実施する必要があるため、各関係者は防疫関係機関の意見を最大限尊重する。
- ・関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有に努める。
- ・情報共有等における個人情報の取り扱いには十分留意する。

<情報収集の内容>

感染疑い船名／感染疑い船の信号符字（コールサイン）／感染疑い船の種類（例．コンテナ船）／感染疑い船の全長、満載喫水／船籍国／航路（例．北米航路、欧州航路、中国航路）／入港予定日時（例．○月○日 ○時○分 △△港）／船舶の見取り図／船内の感染対策／乗組員や乗客のリスト（氏名、フリガナ、性別、生年月日、国籍、住所、連絡先（携帯電話）、症状の有無、基礎疾患、ワクチン接種状況、職位（例．船長、一等航海士、二等航海士等）、海技証書発給国）／有症者の症状／乗組員や乗客の1日の動きが分かる資料



図－4 船内で感染症陽性者が発生した際の対応フロー

7. 2 災害対応編

7. 2. 1 感染予防対策

①未発生期

未発生期における感染症への備えは「8. マネジメント計画」を参照すること。

②海外発生期

外国からの支援が直接届くことは考えにくいため、検討対象外とし、未発生期と同様の対応とする。

③国内発生早期

港湾管理者及び四国地方整備局は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小、支援船の着岸バース調整を行う。四国地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

④国内感染期

港湾管理者及び四国地方整備局は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小、支援船の着岸バース調整を行う。また、被災地における感染状況を適宜情報収集し、これまでに講じている施策を随時見直し、対策の充実強化を図る。四国地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

⑤小康期

国土交通省港湾局は、複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂を実施する。また、港湾管理者及び四国地方整備局は感染予防対策用品の補充を実施する。



図－5 災害対応に関する各流行段階における対応方策

7. 2. 2 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

派遣部隊に感染者等が発生した場合、防疫関係機関に連絡を行うとともに、港湾BCP協議会構成員及び水際・防災対策連絡会議構成員に対して適宜情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関と対応を相談し、他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染拡大防止対策の徹底を図る。また、道路啓開や陸からの応援部隊についても同様に対策を徹底する。

なお、対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して実施する必要があるため、各関係者は防疫関係機関の意見を最大限尊重する。
- ・関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有に努める。
- ・情報共有等における個人情報の取り扱いには十分留意する。

<情報収集の内容（船）>

感染疑い船名／感染疑い船の信号符字（コールサイン）／感染疑い船の種類（例．コンテナ船）／感染疑い船の全長、満載喫水／船籍国／入港予定日時（例．○月○日 ○時○分△△港）／船舶の見取り図／船内の感染対策／乗組員や乗客のリスト（氏名、フリガナ、性別、生年月日、国籍、住所、連絡先（携帯電話）、症状の有無、基礎疾患、ワクチン接種状況、職位（例．船長、一等航海士、二等航海士等）、海技証書発給国）／有症者の症状／乗組員や乗客の1日の動きが分かる資料

7. 3 役割分担

各流行段階における活動項目の役割分担を、図－6に取りまとめる。

■活動項目の役割分担

活動項目	流行段階				実施体制（役割分担）					
	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	港湾管理者	四国地整	運輸局	海上保安部	防疫関係機関	船社等
感染予防対策										
所要の防疫措置（検温・マスク）					要請					○
感染症に関する情報収集及び情報共有					○	○	共有	共有	○	共有
感染予防ポスター掲示やアナウンス					要請					○
予防・防疫資機材の備え置き把握					取りまとめ					○
他港との相互融通					○					
ローテーション勤務や職務の代替性強化										○
感染予防対策品の補充					○					○
対応策の見直し					○	○			助言	○
感染症BCPの改訂					○	○			助言	
自然災害発生時の感染予防対策										
所要の防疫措置（検温・マスク）					○	○	○	○		○
三密回避策（テレビ会議・屋内滞在時間の縮小）					○	○	○	○		○
支援船の着岸バース調整					○					
WEB会議システムを活用したリエゾン対応						○				
感染症BCPガイドラインの検証・改訂						○				
感染予防対策品の補充（災害対応用）					○	○				
感染者等が発生した場合の対応										
防疫関係機関との打合せ									○	○
情報収集・情報共有					○	○	共有	共有	○	共有
着岸箇所決定					○	○			○	
航行船舶に支障のない箇所の検討・調整					○					
指定された箇所への船の移動（離岸）										○

図－6 活動項目の役割分担

8. マネジメント計画

8. 1 事前対策

8. 1. 1 物流・旅客編

港湾管理者は、港湾BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議等の場を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備する。

港湾管理者は、国内外における感染症発生の動向に常に注視するとともに、必要に応じて、乗員が感染した場合に備え、管轄下にある貨物船、フェリー・外航定期船等ターミナルにおける配乗条件の把握などの受入条件等の確認をあらかじめ行い、感染発生時の対応の検討を行うとともに、可能な範囲で感染症対策や感染症の予防・防疫資機材の準備*を行う。

また、港湾BCP協議会構成員は、海外感染期に入った時点で、第7章の対応計画に基づいて、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体の対処行動を確認し、関係部署で共有するとともに、職員の出勤抑制などの措置を講じなければならなくなった際の体制の確認・見直しを行う。

8. 1. 2 災害対応編

港湾管理者及び四国地方整備局は、以下について事前に調整を行う。

- ・ホットラインの確認及び、感染症発生時におけるTEC-FORCE の派遣方針に関する認識の共有
- ・感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整
- ・感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制の構築（班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等）
- ・感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン、波浪計・風速計などのセンサー等による遠隔地からの状況把握やテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築
- ・被災地に感染症がまん延しており、応急復旧等が実施出来ない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討
- ・複合災害（自然災害＋感染症）を想定した防災訓練の実施及びPDCAによる実効性向上
- ・防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品感染予防対策用品の確保
- ・災害派遣職員の宿泊場所調整や、感染者発生時の職員待機場所となるプレハブの確保に関する関係機関との調整

※地方整備局、港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社等の連携の下に、サーモグラフィーや防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品等の感染予防対策用品の備蓄状況の把握や消毒等感染拡大防止策の手順と業務依頼先の確認、感染者発生時の待機場所、動線等の確認（検疫所や保健所と調整が必要）など。特に、国際航路に関しては、感染の疑いが発生した場合の船内またはターミナルの隔離室の整備（陰圧機能の付与）、船内待機の場合の汚物処理の検討が重要。

8. 2 教育・訓練

港湾BCP協議会構成員は、防疫関係機関等と連携して、港湾において感染症が発生した際の訓練を定期的実施することに努める。特に海外発生期や国内感染期については、各流行段階において想定されるリスクを踏まえ、あらかじめ文書化した対応計画に基づいて訓練を行うこととする。

また、感染症リスクに対する港湾関係者の認識の醸成・維持と感染症BCPに基づく緊急時の対処の手順等の的確な継承に向けて、感染症リスクに関する基礎的なデータ・情報や港湾における過去の感染症災害事例等の情報共有の場を定期的に設けるものとする。

感染者等が発生した場合、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾や背後自治体との広域的な連携が必要となることも想定されるため、四国地方整備局との連携についても考慮する。

8. 3 見直し、改善

本BCPの実効性を向上させるため、PDCAサイクルの考え方に沿って、港湾BCP協議会において実施する訓練での各種検討結果及び協議会構成員のBCP等に基づき、適宜、見直し・改善を行う。また、感染症BCPが発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階における具体的な対処行動等の振り返り、総括を行い、必要に応じて改定を行うこととする。

なお、検討及び承認の流れは、港湾BCP改定の手法に準ずることとする。